

旧麻生鉱業の朝鮮人徴用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月十日

喜納昌吉

参議院議長 江田五月殿

旧麻生鋳業の朝鮮人徴用に関する質問主意書

私喜納昌吉が、平成十七年十二月六日、沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、当時の麻生太郎外務大臣に、「韓国政府は、徴用朝鮮人の遺骨の収集やその返還についての問題を日本側と話し合っているが、戦時中などに多数の朝鮮人を徴用した旧麻生鋳業の関係資料が提出されていないとして、同政府が資料の提出を平成十七年十一月二十八日に求めた件に関し、韓国側が要求している旧麻生鋳業の資料を提出するかどうか」と質問したところ、麻生大臣は「個別の企業に対し特定の資料の提出を要求されたことはないが、調査してみたいと思っている」という主旨の答弁をした。

よって、内閣総理大臣となった麻生元外相に以下質問する。

一 その後、この件に関して旧麻生鋳業ないしその後身の企業は、資料に関する調査を実施したか否か、理由と共に明らかにされたい。

二 調査をしていない場合、今後速やかに調査する意志があるか否か、明らかにされたい。

三 調査が行われた場合は、その内容を明らかにされたい。

四 麻生総理は日韓関係重視を口にしてはいるが、ならばなおさらのこと、韓国政府が強い関心を抱く旧麻生

鉱業関連の資料について、総理として率先して事実関係を明らかにし、それを速やかに韓国政府に伝えるべきではないか。見解を問う。

右質問する。